

「商標審査基準」たたき台案に対する御意見の概要及び考え方

項番	提案番号	意見の対象	ページ番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	—	第3条第1項全体	P.2	●「4. ホログラム商標」 →(1)～(5)の判断の全体としての構造がわかりにくい。 (1)は、ホログラム標章を構成する文字・図形をみると、3条1項各号に該当する識別力なしの商標との判断に傾く場合であっても、他の視覚効果等を含めて総合観察することによって、識別力ありとの判断に至ることもある、という趣旨か。(2)(3)をみるとホログラム商標も、基本は「文字・図形」を中心に観察するように読める。 (5)は、複数の表示面に分割して表示されている文字が、全体としてみると商品の品質等を表示するものである場合には、商標全体として3条1項各号に該当する、という意味か。言い換えると、個々の面だけの文字としてみると3条1項に該当しなくても、全体としてみると品質等の表示であるときは、3条1項各号に該当するということか。	(1)は、ホログラム商標の第3条該当性について、全体観察という一般的な判断手法を記載しています。 (5)は、御指摘のとおりです。 なお、(5)は、3条1項各号にも同様の記載がなされているため、3条1項全体に記載する意義が薄いため、削除することとします。 また、(1)は全体観察について記載し、(2)は「立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等」を有するホログラム商標についての判断基準とし、(3)は「見る角度により別の表示面が見える効果」を有するホログラム商標についての判断基準として整理し直しました。
2	—	第3条第1項全体	P.2	●「5. 色彩のみからなる商標(1)」 「第3条第1項の商標登録の要件は認められないものとする」という表現について →商標法第3条第1項は、〇〇に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる、という規定構造になっているので、「〇号に該当するものとする」という規定にしないと、審査基準が3条1項そのものに違反するということにならないか。他の規定の規定ぶり、例えば、動き商標では、「3条1項柱書により商標登録を受けることのできる商標に該当しない」と、統一された記載となっていない。	御指摘を踏まえ、「原則として、第3条第1項の商標登録の要件は認められないものとする。」の文言を削除し、基本的な考えを示す「商標全体として考察するものとする。」と修正しました。

3	1	第3条 第1項全体	P.2	●「5. 色彩のみからなる商標(3)」 「普通名称」は P.16（3条1項1項）でも言及しているため本項は不要ではないか（3条1項全体にかかる説明としては不適切ではないか）。	御指摘のとおり、3条1項全体にかからない記載であるため「その文字等が商品又は役務の普通名称を単に表したにすぎない場合は、」の文言を削除しました。
4	1	第3条 第1項全体	P.2	●「5. 色彩のみからなる商標(3)」 →具体的にどのような場合を想定しているのか、具体例を示して欲しい。	色彩の組み合わせにより、普通名称の文字が認識される場合を想定していましたが、この場合には、3条柱書の対象とすることとし、3条各号からは記載を削除することとしました。
5	—	第3条 第1項全体	P.3	●「6. 音商標」 →ホログラム商標と同様に、全体としての構造がわかりにくいので、整理すべき。	(1)にて全体観察について述べ、(2)を言語的要素が3条1項各号の規定に該当しない場合の判断基準とし、(3)を音の要素が3条1項各号の規定に該当しない場合の判断基準として整理し直しました。 なお、(3)の言語的要素を単に読み上げたにすぎない場合については、3条1項各号にも記載されているため、削除しました。
6	—	第3条 第1項全体	P.3	●「6. 音商標(5)」 「音の要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、<u>原則として</u>、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。」について →この条件設定において、例外はあり得るか。常に商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないのではないか。	御指摘のとおりであるため、「原則として」を削除しました。また、音の要素のみならず、言語的要素についても同様であるため、該当部分の「原則として」を削除しました。
7	2	第3条 第1項柱書	P.6	●「4. 国際商標登録出願における第3条第1項柱書の対象」 →例示として、Trade dress（トレードドレス）、味商標、触感商標を加えても良いのではないか？	トレードドレスについては、その内容が一義的に定まっているとはいえない難く、例示としては適当ではないことから、他の例も含めて、例示は明示しないこととしました。

8	5	第3条 第1項柱書	P.12	●「10. 色彩のみからなる商標」 「(1) 色彩のみからなる商標の構成及び態様を特定し得ると認められる例」「(ロ) 商品中の位置を特定する場合」の例示について →(1)この表現の場合、P12②のフライパンが正解と思われる。P12は一部が実線であり不適当。 一方で、P16(位置商標)とは特定方法が異なる点について明確に記載すべき。 →(2)ゴルフバッグの例において、色彩部分がポケットなのか、単なる側面なのか図を見ただけでは分からない。より複雑な形状をもった物品の場合、単なるベタ塗ではシルエットのような図にならないか。商品の形状を示す線が破線で記載されるのは許容されるべきではないか。 (3)フライパンの例について、底面と側壁面を区切る輪郭線も破線で表されるべきではないか？ ※同様の指摘あり。	(1)及び(3)については、御指摘を踏まえ、色彩以外の部分を全て破線で描いた例(ゴルフバッグのベルト及び卓球のラケット)に差し替えました。 また、色彩のみからなる商標は、<u>輪郭線のない色彩のみで描く</u>旨の記載としているのに対して、位置商標は、<u>商標部分を実線で描く</u>旨の記載としています。 (2)については、商品の形状を示す線を破線で表すものとして例示を差し替えました。
9	5	第3条 第1項柱書	P.12	●「10. 色彩のみからなる商標」 「(2) 色彩のみからなる商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例」 「② 商品中の特定の位置に付される色彩を輪郭線をもって描いている場合」の例示について →(1)包丁の例、ゴルフバッグの例については、輪郭線を実線で記載しているが、破線で記載するのが正しいのではないか。 →(2)(包丁の例、ゴルフバッグの例について)実線は破線で記載すべきではないか。 →(3)(フライパンの例について)例が正しくない。そもそもフライパンの底部分に輪郭線は無いのではないか。 ※ほかにも同様の指摘あり。	御指摘を踏まえ、例示を差し替えました。

10	—	第3条 第1項柱書	P.13	●「11. 音商標」 「(1) 商標登録を受けようとする音を特定するものと認められる場合」 「(イ) 五線譜にて記載可能な音の場合」 「② 次の事項が音商標に含まれる場合には、<u>五線譜に記載しなければ</u>ならない。a. 歌詞」について →歌詞を記載するので、「<u>五線譜に対応して記載</u>」とすべきではないか。	御指摘を踏まえ、「五線譜」を「商標記載欄」に修正しました。
11	6	第3条 第1項柱書	P.13- 14	●「11. 音商標」 「(1) 商標登録を受けようとする音を特定するものと認められる場合」 「(イ) 五線譜にて記載可能な音の場合」 「③ 次の事項を、商標の構成要素とする場合には、<u>五線譜になるべく記載する。</u>」について →①音色を特定する情報が、五線譜、詳細な説明、音声ファイルのいずれかで明確に特定されればよいことから、「五線譜または詳細な説明になるべく記載」としてはどうか。 ②現実的には言葉では表現しきれない音も存在しうるため、「五線譜、詳細な説明に音色を一義的に特定する情報が存在しない場合には、音声ファイルで特定」することを明確化すべき。 ③音声ファイルで音色を特定する場合には、音声ファイルを差し替える補正は認めないこととする必要があるのではないか。	①及び②については、御指摘の内容を第5条第5項の7. (4)に追記し、3条柱書から削除しました。 (本件は、音色の特定方法に関する問題であり、音商標として認められるか否かの3条柱書の問題ではないため。) ③については、御指摘のとおり、第16条の2及び第17条の2を修正しました。 さらに、どのような場合に3条1項柱書に該当するかが明らかになるように、構成を見直しました。
12	6	第3条 第1項柱書	P.13- 14	●同上 →「次の事項を、商標の構成要素とする場合には、五線譜を記載した「商標登録を受けようとする商標の欄」に記載する。」とすべきではないか。 ∴「五線譜」に演奏される楽器、声域区分、音声の種類など記載するのは通常行われていないため。なお、「なるべく記載」の表現は、あいまいでわかりにくいのではないか。	「五線譜」を「商標記載欄」に修正し、3条柱書から5条5項へ記載を移動させました。 また、「なるべく記載」の文言は削除し、どのような場合に3条1項柱書に該当するかが明らかになるように、構成を見直しました。

13	—	第3条 第1項柱書	P.14	●「11. 音商標」 「(1) 商標登録を受けようとする音を特定するものと認められる場合」 「(ロ) 五線譜にて記載不可能又は困難な音の場合」の 「音の種類」の例示(風の吹く音、機械音等)について →風の吹く音、機械の動作音であれば全て該当するので、概念的に極めて広く、具体的な音を特定できる表現には該当しないのではないか。 「ピューピュー」「ゴーゴー」「カチャカチャ」「ウイン ウイン」など擬態語・擬音語等との組み合わせが必要ではないか。	御指摘を踏まえ、「音の種類」を記載する際には、必ず、擬音語又は擬態語と組み合わせる旨に修正しました。
14	9	第3条 第1項柱書	P.16	●「12. 位置商標」 「(2) 位置商標の構成及び態様を特定するとは認められない例」 「② 商標を付する商品中の位置は特定できるが、形状を特定すべき商標部分を色彩のみで描いている場合」 →フライパンのエッジが実線で記載されているが、破線が正しいのではないか。	御指摘を踏まえ、認められない例として正しいものに修正しました。
15	10	第3条 第1項第1号	P.19	●「6. 色彩のみからなる商標が、特定の文字を認識させる場合」 →具体例を示していただきたい。	下記のような場合を想定していましたが、この場合には文字商標として認識されるため、3条柱書の対象とすることとし、3条各号からは記載を削除することとしました。 
16	11	第3条 第1項第2号	P.20	●「2. 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表される場合」 →移動するマークが「点」であれば異論はないが、この場合、実際には、「線が延びていく」画像になるがその理解で正しいか。	御指摘のとおりです。

17	11	第3条 第1項第2号	P.20 -21	●「3. 色彩のみからなる商標が、特定の文字を認識させる場合」 →具体例を示していただきたい。	項番15と同じ。
18	—	第3条 第1項第3号	P.24	●「15.色彩のみからなる商標」 「(1)商品が通常有する色彩」 「(ロ)商品の機能を確保するために不可欠な色彩」 →透明な太陽電池、水色の断熱材、透明なビール瓶など、使用目的によって選択される場合もあるので、「通常有する」には該当するとしても、「不可欠」なものとしての例示としては適当ではない。	御指摘を踏まえ、例を削除しました。 さらに、「機能を確保するために不可欠」を「機能を確保するために <u>通常使用される又は不可欠</u> 」と修正しました。
19	—	第3条 第1項第3号	P.24 -25	●「15.色彩のみからなる商標」 「(2)役務の提供の用に供する物等が通常有する色彩」 「(ロ)役務の提供にあたり不可欠な色彩」 →下記のような「赤色」もあり得ることから、「通常使用される」には該当するとしても、「不可欠」なものとしての例示としては適当ではない。 	項番18と同じ。
20	—	第3条 第1項第3号	P.25	●同上 →最近の消火器は赤とは限らない。 http://www.yamatoprotec.co.jp/index.php?id=55	項番18と同じ。
21	—	第3条 第1項第3号	P.24 -25	●「15.色彩のみからなる商標」 →例が多すぎるのではないか。	御指摘を踏まえ、各カテゴリに例を一つにしました。

22	—	第3条 第1項第3号	P.25	●「16.音商標」 「(2)役務の提供にあたり通常発する音」 「(ロ)役務の提供にあたり不可欠な音」 →役務「葬儀の執行」について、『ポクポク』という「木魚をたたく音」は、宗派によっては木魚を使用しないこともあり得ることから、「不可欠」なものとしての例示としては適当ではない。	項番18と同じ。
23	13	第3条 第1項第3号	P.26	●「18.色彩のみからなる商標が、特定の文字を認識させる場合」 →具体例を示していただきたい。	項番15と同じ。
24	14	第3条 第1項第4号	P.28	●「7.色彩のみからなる商標が、特定の文字を認識させる場合」 →具体例を示していただきたい。	項番15と同じ。
25	15	第3条 第1項第5号	P.30	●「5. (3)ホログラム商標で、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章が複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合」 →ありふれたと言えるのか、疑問が残る。	御指摘を踏まえ、該当する記載(5. (3))を削除しました。
26	16	第3条 第1項第5号	P.30	●「7.色彩のみからなる商標が、特定の文字を認識させる場合」 →具体例を示していただきたい。	項番15と同じ。
27	17	第3条 第1項第6号	P.32	●「11.色彩のみからなる商標」 「色彩のみからなる商標は、第3条第1項第3号の規定に該当するもの以外は、原則として、第3条第1項第6号の規定に該当するものとする。」 →言語的要素を含まない音の商標についても、同様の記載をすべきではないか。	これまでのワーキンググループでの議論では、御指摘の点について明確な方向性は示されていないと考えます。

28	17	第3条 第1項第6号	P.32	●「11.色彩のみからなる商標」 「(1) 商品の機能を確保するために不可欠な色彩又は役務の提供にあたり不可欠な色彩ではないが、その市場において商品又は役務に<u>通常</u>使用される色彩」について →『通常』について、「採用実績が多数存在する」という意味なのか、「一般論として採用されうる」という意味なのか不明なので、後者であることが明確となるような記載にしてほしい。	「通常」の意味としては、「一般論として採用されうる」ものを想定しており、「魅力等を向上させる」の文言を追加しました。
29	17	第3条 第1項第6号	P.32 -33	●「11.色彩のみからなる商標」 「(4) 特定の文字を認識させる場合」について →具体例を示していただきたい。	項番15と同じ。
30	18	第3条 第1項第6号	P.33	●「12.音商標」 「(ロ) 需要者が、クラシック音楽や歌謡曲であると認識するような音(楽曲)」について →「ポピュラーなクラシック音楽や流行歌等のみならず、独自に作られたオリジナルの音楽等についても、<u>楽曲と認識される音</u>については含まれる。」を「<u>楽曲としてのみ認識される音</u>」とすべきではないか。 ∴オリジナルの音楽すべてに識別力がない、との誤解が生じるため。	御指摘を踏まえ、「楽曲としてのみ認識される音」修正しました。
31	18	第3条 第1項第6号	P.33	●同上 →例として「CM等の広告において、BGMとして流されるような楽曲」が挙げられているが、特定の商品を広告する意図で作成された楽曲であって、歌詞に商品名(登録商標)を含むものが CM として流れることがあるが、この場合は、自他商品識別機能を発揮し得るため、(使用を前提とせずとも)登録が認められるべきではないか。この点につき、誤解のないよう記載を工夫してほしい。	この例は、「(3)音の要素のみからなる(歌詞等の言語的要素を含まない)音商標」についての例であるため、このままとさせていただきます。 なお、御指摘の歌詞に商品名を含むものの取り扱いについては、「(2) 歌詞等の言語的要素を含む音商標」の記載内容で対応可能と考えます。

32	18	第3条 第1項第6号	P.34	●「12.音商標」 「(ホ) 広告において、需要者の注意を喚起したり、印象付けるために使用される音」について →CM 等で使用される効果音(例えば、サイダーを注ぐ画像に合わせてシュワシュワと音がする等)は、画像にリアリティを付けるためのものであって、必ずしも注意を喚起する音、印象付けるための音に該当するとは限らない。従って、CM 等で流れる単なる効果音も明示すべき。	御指摘を踏まえ、「効果音として」の文言を追加しました。 また、注意を喚起する音、印象付けるための音についても例示を追加しました。
33	—	第3条第2項	P.37	●「4. 動き商標の出願商標と使用商標の同一性について」 →「(1) 同一性が認められる場合」における原則・例外の関係がわかりにくい。「(2) 同一性が認められない場合」と併せ、例えば、「提出された使用商標が出願商標以外の標章を含むものであっても、出願商標を独立して認識できる場合は、同一性を認めるものとする。」とすれば十分ではないか。 ∴3条2項該当の立証の際、出願商標以外の標章が含まれることは普通に生じうると考えられるため。	御指摘を踏まえ、「使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品役務の識別標識として認識されると認められる場合」と修正しました。
34	—	第3条第2項	P.39	●「6. 色彩のみからなる商標の出願商標と使用商標の同一性について」 「(1) 同一性が認められる場合」 →「(例) 使用商標として筆箱の全面が青色であり、その蓋に三つの小さな丸の図形が記載された証拠資料が提出された」の場合、「青」以外のカラーバリエーションが存在しないということが前提となるのではないか。他のカラーバリエーションが存在する場合、「青」は商標として使用されるものではなくカラーバリエーションの中の単なる1色なのではないか。	記載は、修正しておりません。 理由としては、カラーバリエーションの存在が使用による識別力の獲得の阻害要因となり得ることは考えられますが、使用による識別力の獲得を常に否定するとまでは言い切れないと考えます。

35	24	第4条第1項 第2号、 第3号、 第5号	P.44	●「1. のイ、ロ該当の判断時期」 →1. のイ、ロ該当の判断時期は、査定審決時(4条3項に規定なし)であるから、「査定審決時点で大臣の指定があるかないか、あるならばカッコ書きで3号は適用されない、ないならば拒絶される」でいいのではないか。	御指摘を踏まえ、1. の記載を削除しました。
36	24	第4条第1項 第2号、 第3号、 第5号	P.44	●「2. 類似の判断」 →2. は、改正条項との関係が分かりづらいので、「国際機関の尊厳を損なうおそれがあるか否か」とするか、過去の審決で現れた判断要素を具体的に記載すべきではないか。	御指摘のとおり、「国際機関の尊厳を害するおそれがあるか否か」という文言に修正しました。
37	25	第4条第1項 第7号	P.47	●「3. 音商標に含まれる言語的要素が公序良俗違反の場合」 →言語的要素に限らず、緊急自動車(パトカー、救急車、消防車等)のサイレン音は、7号の例として必要ではないか。	御指摘を踏まえ、緊急用のサイレン音を追加いたしました。
38	25	第4条第1項 第7号	P.47	●「3. 音商標に含まれる言語的要素が公序良俗違反の場合」 →色や動きについても、文字が含まれる場合については、公序良俗に該当し得る旨含めても良いのではないか。	御指摘の点については、4条1項全体の審査基準の記載にて対応可能と考えます。 なお、国歌等の取り扱いについては、商標制度小委員会でも議論され、国際信義等に関わるものであるため、記載をしております。

39	—	第4条第1項 第11号	P.61	●「7. (2) 商標が色彩を有するときは、その部分から称呼又は観念を生ずることがあるものとする。」 →「文字商標との類似判断においては、観念を要部として類似と判断はしない。」(P.61)との整合が必要ではないか。	御指摘の点は、色彩の部分からも称呼又は観念を生ずることもあるという前提のもとに、「観念及び称呼において同一又は類似するとしても、色彩のみからなる商標は、主として色彩の外観が重要な判断要素となることから、原則として、商標全体として類似しないものとする」と修正しました。
40	—	第4条第1項 第11号	P.57	●「14. 動き商標の類否について」 「(9)標章が変化する動き商標の場合」について →例はA⇒Bという変化だが、A⇒B⇒Cの場合は中間に位置する標章も記憶に残りやすいという点も考慮した記載にすべき。	御指摘を踏まえ、冒頭や最後に現れる標章についての記載及び例示は削除し、「自他商品役務の識別機能が認められる標章が変化する動き商標の場合、その変化の前後の標章と当該標章からなる図形商標とは、原則として、類似するものとする」という基本的な考え方のみの記載としました。
41	—	第4条第1項 第11号	P.59 -61	●「16. 色彩のみからなる商標の類否について」 「【対案】具体例については、記載しないとの方向性もあるのではないか。」について →3条1項6号の記載から、原則として「使用による識別力の獲得」が前提となるとすると、微妙な色の差であっても現に識別されているケースも起こりうる。具体例があると、それに拘束されるのではないか。	御指摘のとおり、(イ)の単色同士の類否に関する例は削除しました。 また、類否についても、「(1) 色彩のみからなる商標は、当該色彩が有する色相(色合い)、彩度(色の鮮やかさ)、明度(色の明るさ)及び色彩を組み合わせた商標により構成される全体の外観を総合して、商標全体として考察しなければならない。」という基本的な考え方のみの記載とし、色相・彩度・明度についての具体的な類否判断について述べた(2)から(4)の記載は削除しました。
42	26	第4条第1項 第11号	P.60- 61	●「16. 色彩のみからなる商標の類否について」 「(5)色彩のみからなる商標が、特定の文字を認識させる場合」について →(上記の場合、その文字からなる文字商標と類似するとされているが)文字に関する記載は(ニ)だけであり、(イ)～(ハ)の説明とは一致しないのではないか。(ニ)以外の場合にはどのようなケースが想定されるのか。	御指摘を踏まえ、次のとおり修正しました。 (イ)から(ハ)は(5)に関する記載ではないため、それぞれ(3)から(6)と別の記載にしました。

43	26	第4条第1項 第11号	P.60	●「16. 色彩のみからなる商標の類否について」 「(イ)色彩のみからなる商標間の類否について」 →「色相と彩度が類似することから、全体として類似するものとする。」及び「彩度が異なることから、全体として類似しないものとする。」は、「原則」の文言を追加記載すべきではないか。	御指摘の点は、16. (1)の一例を表したものです。商標全体を考察する場合、具体例を記載することにより類否の判断が硬直化するおそれがあるため、(1)の記載により基本的な考えを示し、(イ)は削除しました。
44	27	第4条第1項 第11号	P.62	●「17. 音商標の類否について」 「(5)音楽的要素のみからなる音商標間の類否について」 →(1)～(3)は「音の要素」ですが、(5)からは「音楽の要素」とされています。エンジン音のような非音楽的な「音の要素」のみからなる音商標もあるのではないかと。	「音の要素」のみからなる音商標の類否については、個別判断にならざるを得ないと考え、基準上には記載しておりません。
45	27	第4条第1項 第11号	P.62	●「17. 音商標の類否について」 「(6) 言語的要素を含む音商標間の類否について」 「① 自他商品役務の識別機能を有しない要素については、要部としては抽出されず、音商標の類否を判断する際の比較対象とはなり得ない。」について →音楽的要素に識別性が「あり」「なし」で場合分けし、マトリックス表のようなものでまとめて、複数の組み合わせパターンを例示した方が分かりやすいのではないかと。	御指摘のマトリックス表については、新商標の審査基準の説明会用の資料に記載する等の対応を検討させていただきます。
46	—	第4条第1項 第11号	P.63 -64	●「18. 位置商標の類否について」の例について →前回WGの「ぬいぐるみ」や「つま先」の例もあったほうが良いのではないかと。	御指摘を踏まえ、①について「ぬいぐるみ」の例を追加し、②の例は卓球のラケットの例と差し替えました。

47	28	第4条第1項 第15号	P.69	●「10. 動き商標は、下記の場合において、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱う。」 →「おそれがあるものとして」(＝推定の意味)で足りるのでは？	新しいタイプの商標が、4条1項15号の出所混同を生ずるおそれがあるか否かを判断する基準について、現段階で具体的な類型等を示すことは判断の硬直化をまねくおそれがあり、また、現行基準により判断することが可能であると考えましたので、新しいタイプの商標に関する記載は全て削除しました。
48	28	第4条第1項 第15号	P.69	●「10. 動き商標の出所混同のおそれのある商標の例(1)(2)」 →10. の(1)と(2)の例示の違いが不明。 「(1)他人の著名な動き商標と他の文字又は図形等と結合した動き商標の場合。」は、「他の」の前に「それに」等の文言を挿入し、「(2)他人の著名な動き商標と動く標章が異なる動き商標の場合。」には、「動く標章」の後に「自体」等の言葉を挿入すると文章としてわかりやすくなるのではないかな。	項番47と同じ。
49	28	第4条第1項 第15号	P.69	●「10. 動き商標の出所混同のおそれのある商標の例(1)(2)」 →他にも、 「(3)他人の著名な動き商標と他の文字又は図形等が結合した文字商標」 例:「『フェラーリ』の文字が動く著名商標」と「『フェラーリオ』の文字商標」 「(4)他人の著名な文字商標と他の文字又は図形が結合した動き商標」 例:「著名な『フェラーリ』の文字商標」と「『フェラーリオ』の文字が動く商標」 についても、混同するおそれのある商標として例示すべきではないかな。	項番47と同じ。
50	28	第4条第1項 第15号	P.69	●「10. 動き商標の出所混同のおそれのある商標の例(1)」 →これは単に文字が移動するだけの商標であって、動き商標の適例とはいえないのではないかな。	項番47と同じ。

51	28	第4条第1項 第15号	P.69	●「10. 動き商標の出所混同のおそれのある商標の例(2)」 →11.(2)は、「標章自体が異なる」場合が全てではなく、例のように「性別」が異なる等何らかの関連性がある場合ではないか。(2)の最初の文章は、あくまで場合の説明で、例示のようなものが15号該当ということだと思うが、動きが同じなら、標章自体が異なっても15号該当と読まれるおそれがあるのではないか。	項番47と同じ。
52	28	第4条第1項 第15号	P.69	●「10. 動き商標の出所混同のおそれのある商標の例(2)」 →両商標が非類似だが混同する具体例としては、例えば、メトロ・ゴールドウィン・メイヤー(M.G.M.)の「レオ・ザ・ライオン」(ライオンが吠えるオープニングロゴ)について、ライオンを別の動物等に変更した場合であっても、その動き方(＝変形のしかた)が共通しているため混同を生じさせる、として本号に該当する、と記載した方がわかりやすいのではないか。	項番47と同じ。
53	28	第4条第1項 第15号	P.69	●「10. 動き商標の出所混同のおそれのある商標の例(2)」 →走法に特殊なものがあって、それを含めて著名というのであれば別ですが、図を見る限り、走法自体は普通のもの(動きに特徴がない)のようです。「商標全体として類似するとはいえない」とされていますが、混同が生ずるといえる例になっているのでしょうか。	項番47と同じ。
54	28	第4条第1項 第15号	P.69	●「※動き方は同一又は類似であるが、動き自体は構成要素たり得ないため、商標全体として類似するとはいえないことから、4条1項11号には該当しないことに留意する。」 →(2)だけのものではなく「10.」全体のための記載であるから、この文章を最初の文章に移動した方がわかりやすいのではないか。 ・(1)フェラーリの例は、商品・役務が類似であることを前提に、商標が非類似のおそれがあり11号が適用しにくい場合と考えられ、※の文章が物理的に離れすぎており、わかりにくい。 ・右の「フェラーリオ」は、筆記体であることに意味はあるのか。	項番47と同じ。

55	28	第4条第1項 第15号	P.70	●「11.ホログラム商標の出所混同のおそれのある商標」 →(2)の記載がない。69 頁の動き商標の(2)がホログラムであった場合、左から見ると1、真ん中から見ると2、右から見ると3だけでも男と女の違いがあるという場合、15 号の適用はあるか。	項番47と同じ。
56	28	第4条第1項 第15号	P.70	●「12.色彩のみからなる商標」 →「色彩の占める割合を考慮する。」とありますが、どう考慮するのがよくわかりません。単に「考慮する」というだけでは、審査基準にはならないように思います。著名な色彩商標がどのぐらいの割合以上だったら、混同を生ずるおそれがあるものと推認することになるのか。	項番47と同じ。
57	28	第4条第1項 第15号	P.70	●「13.音商標(1)」 →「(1)他人の著名な音商標とそれに他の音を結合した音商標(全体としてまとまりよく一体に聴き取れる場合も含む。)」について、「結合」とありますが、結合の仕方にも色々あるように思います。音商標Aの後ろに他の音Bを付加しただけのものもあるでしょうし、いわゆる重唱や輪唱等もあります。	項番47と同じ。
58	28	第4条第1項 第15号	P.70	●「14.位置商標(2)」 →例えばパソコンのキーボードの真ん中にあるポインティング・スティックですが、IBMの著名な「丸い赤いボタン」と、「色の異なるボタン」や「形状の異なるボタン」とは、混同を生ずるおそれがあるものと推認することになるのでしょうか。	項番47と同じ。

59	28	第4条第1項 第15号	P.70	●「14.位置商標」 →14.位置商標の(1)で標章が異なる場合全てではないが、上記2.と同じ問題があるのではないか。 →また、標章に識別力がない位置商標が3条2項で登録になっている場合、同じ標章が紛らわしい位置にある場合は、15号の適用可能性はないか。標章に識別力がない場合、「11号の類否判断の要部としない」、「位置は商標の構成要素ではない」等から考えると11号は適用できないが、15号は適用できる場合があるのではないか。	項番47と同じ。
60	29	第4条第1項 第18号	P.74	●「【対案】具体例については、記載しないとの方向性もあるのではないか。」について →具体例の記載は、必要。	他の御指摘も踏まえ、例示は削除しました。
61	29	第4条第1項 第18号	P.74- 75	●「【対案】具体例については、記載しないとの方向性もあるのではないか。」 →(1)～(3)については、記載しないという方向性に一理あると考える。 ここで具体例として挙げられているものは、「五、第3条第1項第3号」の15.で挙げられているものと同じものである。商標法3条2項をクリアしている時点で出所表示機能は果たし得るのであるから、それでもなお登録を認めるべきでないとする理由が求められる。 →本号に該当するか否かの判断基準として独占適応性の有無が挙げられているが、その判断は個別具体的なものであるから、商標法3条1項3号において例示されていれば、それで足りるのではないか。 →しかし、(4)の内容については、現行法における審査基準でも示されていた内容であり、本号に係る一般的な判断基準を述べているものであるから、記載したほうがよいと考える。 →そして、現在のたたき台案では立体商標、色彩のみからなる商標、音商標についてのみ言及されており、動き商標等については触れられていないが、具体的な例示をしないのであれば、特にこれらに限定する必要はない。	御指摘を踏まえ、例示は削除しました。

62	29	第4条第1項 第18号	P.74	●「【対案】具体例については、記載しないとの方向性もあるのではない か。」 →【対案】を支持。	御指摘を踏まえ、例示は削除しました。
63	29	第4条第1項 第18号	P.74 -75	●「2. (2) 及び(3) の色彩及び音商標の第4条第1項第18号の具体例」 →3条1項3号で挙げられている具体例と同様の具体例が数多く挙げら れているが、不要ではないか。 「(1) 立体商標について」と同じように一般論だけでいいのではないか。 ∴ そもそも立体商標についても4条1項18号に該当する例はなく、新商 標についても該当例が考えにくいため。	御指摘を踏まえ、例示は削除しました。
64	29	第4条第1項 第18号	P.74	●「2. (1) 立体商標の第4条第1項第18号の具体例」 →「出願された商標（以下「出願商標」という。）が、商品等の機能を確保 するために不可欠な立体的形状であること。」は、現行の4条1項18条の 規定振りから、より正確に、「立体的形状の<u>みからなるもの</u>であること。」と した方が良いのではないか	御指摘のとおり、「立体的形状の <u>みからなるもの</u> であること。」と修 正しました。
65	29	第4条第1項 第18号	P.74	●「2. (2) 色彩のみからなる商標の第4条第1項第18号の具体例」 →これらの例は、それぞれの商品について典型的な色彩ということでは できるが、反例は存在するため「不可欠」とすることは困難ではないか。 →「不可欠」であるためには、何らかの目的（ソーラーパネルの場合「変 換効率」、断熱材の場合「断熱性能」、ビール瓶の場合「遮光性能」を最 大化する）をもったときに初めて「不可欠」となるのではないか。	御指摘を踏まえ、例示は削除しました。

66	29	第4条第1項 第18号	P.75	●「2. (3) 音商標の第4条第1項第18号の具体例」 →「商品「ガスレンジ」について、『カチッ』という着火音」は、反例(着火用のスパークが電池を電源としているものは「チチチチ」といった音がします)は存在し不可欠とはいえないのではないか。	御指摘を踏まえ、例示は削除しました。
67	29	第4条第1項 第18号	P.75	●「2. (4) 第4条第1項第18に該当するかにあたっての考慮事項」 「②(人工的に付加された音)の例「a. 商品『目覚まし時計』について、『ピピピ』というアラーム音』」 →不可欠な音となりにくい例として挙げられているが、本号に該当する例として挙げられているのか、該当しない例として挙げられているのかわかりにくい。例えば、「a. 商品『目覚まし時計』について、『アラーム音』は不可欠な音ではない。」としたほうがわかりやすいのではないか。	御指摘を踏まえ、例示は削除しました。
68	29	第4条第1項 第18号	P.75	●「2. (4) 第4条第1項第18に該当するかにあたっての考慮事項」 「②(人工的に付加された音)の例「a. 商品『目覚まし時計』について、『ピピピ』というアラーム音』及び「b. 商品『自動車用警音器』について、『自動車の警笛音』」 →代替的な音が存在するといっても、それは理論上のもので、大抵の時計は「ピピピ」となり、大抵の警笛は「プー」となるのではないかと。3条2項適用の可能性が低い事例であるが、「不可欠な音となりにくい」と書くことで誤解を生じるのではないかと。削除するか、もっと人工的なもの、例えば、携帯電話を切った時の音等に置き換える必要があるのではないかと。	御指摘を踏まえ、例示は削除しました。

69	29	第4条第1項 第18号	P.75	●「2. (4)第4条第1項第18に該当するかにあつての考慮事項」 「②(人工的に付加された音)の例「a.商品『目覚まし時計』について、『「ピピピ」というアラーム音』」 →3条1項3号で「機能を確保するために不可欠」としていることに対して、矛盾する記載ではないか。	御指摘を踏まえ、例示は削除しました。
70	29	第4条第1項 第18号	P.75	●「2. (4)第4条第1項第18に該当するかにあつての考慮事項」 「なお、音商標が商品等の機能を確保するために不可欠な音であるかの判断にあつては、①及び②についても考慮する。①商品等の構造・機構上不可避に生じる音②人工的に付加された音」について →「なお」以下は不要ではないか。 ∴そもそも識別力を発揮しえないものであり、3条2項の適用も受け得ないのではないか。	御指摘を踏まえ、例示は削除しました。 なお、4条1項18号は、可能性として3条2項の適用があり得るものについて登録を排除する規定であり、人工的に付加された音については、可能性としては3条2項の適用があり得ると考えられるため、削除せずにそのままとしております。
71	29	第4条第1項 第18号	P.74 -75	●ホログラム商標、動く商標、位置商標については、4条1項18号の適用はあり得ないのか。	今後、改正法の政令等の整備とあわせて検討します。
72	—	第5条第1項 第2号	P.80 -84	●「7. 第5条第1項第2号で規定する商標登録を受けようとする商標」 →審査基準というより出願方法に関する記載が多く含まれているのではないか。出願方法に関する記載は、別途「新出願の出願ガイドブック」のような手引書にまとめてはどうか。	「7. 第5条第1項第2号で規定する商標登録を受けようとする商標」の記載については、3条柱書の記載と重複するため、全て削除しました。 また、「8. 第5条第4項で規定する商標の詳細な説明」の記載については、こうした記載をした(しない)場合には、商標登録を受けようとする商標が特定できる(できない)ものであるとする、5条5項の該当性の判断基準であるため、「9. 」の5条5項へ記載を移動させました。

73	30	第5条第1項 第2号	P.82	●「7. 第5条第1項第2号で規定する商標登録を受けようとする商標」 「(4)音商標について」「④ 次の事項については、五線譜に<u>記載してはな</u> <u>らない</u>。 a. 楽曲のタイトル b. 作曲者名」 →3条1項柱書の記載と異なるが、どのような意図か。	項番72と同じ。
74	31	第5条第5項	P.90	●「(2)音商標について」 →「おぼしき」を「認識される」としてはどうか。	御指摘のとおり、修正しました。
75	31	第5条第5項	P.90	●「(2)音商標について」 →「(イ)商標登録を受けようとする商標が五線譜である場合」は「商標登 録を受けようとする商標が五線譜で表されている場合」とすべきではない か。 →「a. 願書に記載した商標が、演奏楽器としてピアノが記載されている五 線譜であり、」は、「a. 願書に記載した商標が、五線譜で表されており、演 奏楽器としてピアノが記載されている場合」等のように記載すべきではな いか。	御指摘のとおり、修正しました。 また、「a. 」の記載は、「(イ)商標登録を受けようとする商標が五 線譜で表されている場合」の中にあり、「五線譜」の文言は内容が 重複するため、削除しました。
76	32	第16条の2 第17条の2	P.100 -105	●「新しいタイプの商標の補正について」 →「商標の説明書」や「物件」を求める新しいタイプの商標の補正に関す る考え方の原則論を、記載できないか。 例えば、「願書に記載した商標」と「商標の説明書」や「物件」に不一致 があった場合、何を基準に補正を認めることとするのか。「願書に記載し た商標」と「商標の説明書」や「物件」に不一致がない場合でも、補正を 認めるのか。等	御指摘を踏まえ、修正します。 具体的には、「願書に記載した商標」と「商標の詳細な説明」や 「物件」に不一致があった場合には、「願書に記載した商標」の概 念的な範疇を超える補正については、要旨の変更となります。 また、「願書に記載した商標」と「商標の詳細な説明」や「物件」 が一致する場合には、これらによって特定された商標登録を受け ようとする商標の概念的な範疇を超える補正については、要旨の 変更となります。

77	32	第16条の2 第17条の2	P.101	●「3. 動き商標について」 「(3)商標の詳細な説明の補正について」 →要旨の変更となる例である「②願書に記載した商標に記載されていない時間の経過に伴う標章の変化の状態を、商標の詳細な説明に追加する補正」は、動きが変わったら要旨変更ということか。 ここでいう商標の「要旨」の中に「動き」が入るのだとしたら、「動き」は商標の要素ではないということとどう関係するのか。	「時間の経過に伴う <u>標章の変化の状態</u> 」であって「動き」ではないため、動きが構成要素とはならないこととは矛盾せず、これを追加する補正は要旨変更となります。
78	32	第16条の2 第17条の2	P.101	●「5. 色彩のみからなる商標」 「(2)商標の詳細な説明の補正について」 →「④願書に記載した商標が、ワイシャツの襟の位置を特定していて、商標の詳細な説明ではポロシャツの襟の位置を特定している記載の場合に、商標の詳細な説明をワイシャツの襟の位置を特定するものへと変更する補正。」は、「7. の位置商標」の詳細な説明部分に移動すべき。 ※同様の指摘あり。	御指摘を踏まえ、記載は削除しました。
79	32	第16条の2 第17条の2	P.102	●「6. 音商標について」 「(2)物件の補正について」「(イ)要旨の変更とならない例①」について →「①願書に記載した商標が、演奏楽器としてピアノが記載されている五線譜であり、物件がギターにより演奏されたと認識させる音声ファイルである場合に、物件をピアノにより演奏されたと認識させる音声ファイルに変更する補正」の逆の変更補正は、どうなるのでしょうか。	「願書に記載した商標」は、原則として補正できません。

80	32	第16条の2 第17条の2	P.102	●「6. 音商標について」 「(2)物件の補正について」「(イ)要旨の変更とならない例②」について →「②願書に記載した商標が、演奏楽器について記載されていない五線譜であり、物件がギターにより演奏されたとおぼしき音声ファイルである場合に、物件をピアノにより演奏されたとおぼしき音声ファイルに変更する補正」は、出願時の願書・物件全体から判断される商標の内容（音色はギター）とは異なるものとなるから、要旨変更とすべき。 ※同様の指摘あり。	御指摘のとおり、修正しました。
----	----	------------------	-------	---	-----------------